

2 要急事案の処理についての留意点

新件の受理

- ・該当の有無調査(P13) → (必要に応じて)
- ・記録表紙に明示(例「短期実刑」)
- ・スケジュールの策定、管理 → (必須)
 - 例 私選弁護人選任届提出予定日(速やかな提出の促し)
 - 国選弁護人選任予定日(速やかな指名通知の依頼・必要に応じた要急決裁)
 - 趣意書差出最終予定日(不拘束被告人のとき、付郵便処理を見込んだ期間に留意)
 - 決裁所要期間
 - 決定発出、送達、確定

弁護人の選任

→ (必要に応じて)

上告趣意書差出最終日の指定

→ (必要に応じて)

- ・差出最終日 → (必要に応じて)
- ・不拘束被告人のとき、送達状況、送達場所等の確認 → (必要に応じて)
- ・最終日延期申請への対応(要急) → (必須)
- ・私選弁護人解任への対応(要急) → (必須)
- ・人定事項の確認(必要なとき、戸籍謄本の取り寄せ) → (必要に応じて)

上告趣意書の提出

- ・上告趣意の確認
- ・ただちに、調査官に提出

審議資料の作成

→ (必須)

調査報告書の受領

- ・草案の浄書依頼(要急)

決定書の決裁

- ・草案に「要急」等の明示
- ・決裁の進捗確認と秘書官、調査官との連携 → (必要に応じて)

決定の発出

- ・趣意書差出最終日に留意

異議申立ての処理

- ・上記「決定書の決裁」以降と同様

確定処理

訴訟費用執行免除申立ての処理

記録返還

新
件
チ
エ
ツ
ク
担
当
調
査
官
の
関
与
調
査

※ 矢印は、調査官との相談の要否を示す。